

甲子園短期大学研究活動に係る不正防止に関する規程

(目的)

第1条 甲子園短期大学(以下、「本学」という。)は、本学において研究活動に関わるすべての者が、研究活動に係る不正及び研究費の取扱いに係る不正を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公共性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、甲子園短期大学研究倫理委員会運営細則と併せて本規程を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、研究活動を行う本学の教職員その他研究費又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者を指す。

2 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったことにより、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

(1) 試資料等の捏造:研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったが試資料等を取得できなかったにもかかわらず、試資料等を作成すること。

(2) 試資料等の改ざん:研究者等が行った調査や実験などを通じて得た試資料等を、正当な理由な修正又は削除すること。

(3) 試資料等の盗用:他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を 当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 作為的な行為によって恣意的に取得した試資料等の利用:計測・実験機材を操作する等により、正当な作業では得られないデータを取得し、又は調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。

(5) 著作権の侵害:出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、又は要約を作成すること。その他他人が発表した試資料等を盗用すること。

(6) 試資料の不正取得及び利用:不正な手段によって外部に持ち出された試資料等を取得又は利用すること。

(7) その他の不正行為:第1号から第6号前各号に掲げるものの他、不正な手段により試資料等を取得、公表もしくは伝達すること。

(8) 第1号から第7号に掲げるもの以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい行為。

3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費及び研究者等が学外から獲得した研究費をいう。

4 この規程において「公的研究費」とは、次に規定するものをいう。

(1) 科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業その他の競争的研究資金

(2) 第1号に規定するものの他、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配

分する研究費

5 この規程において「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。

- (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせること。
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。
- (4) 虚偽の申請に基づきリサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせること。
- (5) 法令、本学の規定に定められた用途以外の用途に使用すること。

(不正行為の禁止)

第3条 研究者等は、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為(以下、「不正行為」という。)を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

(研究費の取扱いに係る対応)

第4条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

- 2 研究費に係る経理処理は、関係部署及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の会計規則及びこれに基づく規程、要領その他の会計に関する手続き及び甲子園短期大学公的研究資金等取扱規程に基づくものとする。
- 3 研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を文書取扱規程(文書保存期間基準)並びに甲子園短期大学公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程に定める期間保管しなければならない。

(所 管)

第5条 この規程に定める不正行為に係る調査、審査、決定等は、甲子園短期大学研究倫理委員会(以下、「委員会」という。)が行う。

(不正防止のための体制)

第6条 学長は、最高管理責任者として研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 事務長は、統括管理責任者として本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任を有し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(告 発)

- 第7条 本学教職員の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も告発をすることができる。
- 2 告発は、所定の書式により行うものとする。但し、告発者はその後の調査手続等において氏名の秘匿を希望することができる。
 - 3 情報提供をする者(以下、「情報提供者」という。)は、提供の方法、手段を問わず、匿名で行うことができる。(以下、告発者と顕名の情報提供者を「告発者等」という。)

(告発受け付け窓口)

- 第8条 本学に、研究不正行為に関する告発受け付け窓口を置き、学長が指名する職員をもってこれに充てる。
- 2 告発がある場合、告発受け付け窓口担当者は速やかにその内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 告発を受け付ける場合は、窓口の担当者以外は見聞きできないように、告発の内容や当該者の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。
 4. 告発受け付け窓口担当者や当該事案に携わる者は、告発の内容及び調査内容について、結果の公表まで調査関係者以外に漏洩しないように秘密保持を厳守すること。尚、これは職を退いた後も同様とする。
 - 5 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者、被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。但し、告発者又は被告発者の責めに帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 6 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。
 - 7 報道や学会あるいは匿名等により不正行為等の疑いが指摘された場合は、告発の内容に応じ取り扱うことができる。
 - 8 告発受け付け窓口担当者は、告発者等及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 9 事務長は、告発受け付け窓口担当者が告発者等及び被告発者と直接の利害関係を有していると判断したときは、学長の指名のもとに他の事務員に告発受け付け窓口担当者の職務を行うように命じるものとする。

(告発の相談)

- 第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある場合は、告発受け付け窓口担当者に対して相談をすることができる。
2. 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発受け付け窓口担当者は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとして行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発受け付け窓口担当者は、学長に報告するも

のとする。

- 4 第 3 項の報告があったときは、学長はその内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発者等の保護と措置)

第 10 条 学校法人甲子園学院に所属する者が告発を行った場合、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に当該告発者等に対して、解雇、配置転換、降格、懲戒処分、その他告発人等に不利益となる措置を行ってはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、関係諸規定に従ってその者に対して処分を課することができる。
- 3 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 5 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。
- 6 学長は、第 4 項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その措置の内容等を通知する。

(調 査)

第 11 条 最高管理責任者である学長は、告発受け付け窓口担当者の報告に基づき委員会を招集する。

- 2 委員会の行う調査は、予備調査及び本調査、場合により再調査とする。

(被告発者の保護)

第 12 条 本学に所属する者が被告発者となった場合、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の禁止、解雇、配置転換、降格、懲戒処分、その他被調査者に不利益となる措置を行ってはならない。

(予備調査)

第 13 条 学長は、次の各号で予備調査の必要を認めた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を行わなければならない。

- (1) 第 7 条第 1 項・第 2 項による告発がなされた場合
- (2) 第 7 条第 3 項の情報提供について、当該行為が学校法人甲子園学院職員の懲戒処分の基準に関する規程の懲戒事由に該当する場合又は予備調査の必要があると判断される場合

(3) 学長が、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為等の疑いがあると判断し、予備調査の開始を命じた場合

(4) 第 8 条第 7 項の報道や学会等により通報がある場合

2 学長は、第 1 項の決定について、告発者等に通知するものとする。

(予備調査委員会)

第 14 条 予備調査を実施するため、委員会の下に予備調査委員会を置く。

2 予備調査委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 委員会の委員から委員会委員長が指名する者 1 名

(2) 告発に係る調査の対象者(以下、「調査対象者」という。)の所属長(職員が調査対象者の場合は事務長とする。)

(3) 学長が委嘱する者若干名

3 予備調査委員会委員長は、第 2 項第 1 号の委員とする。

(予備調査の実施)

第 15 条 予備調査委員会は、告発者等からの告発に係る書面(情報提供の内容を記録した書面を含む。)に基づき、不正行為等の有無の可能性について調査する。

2 予備調査委員会は、必要があるときは調査対象者から事情聴取をすることができる。

(予備調査結果に基づく決定)

第 16 条 委員会は、予備調査の結果に基づき、不正行為等の可能性の有無及び本調査を開始するか否かを決定し、学長に報告しなければならない。

2 委員会委員長は、第 1 項の決定について告発者等に理由を付して通知するものとする。

(本調査)

第 17 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に予備調査結果を学長に報告する。

2 学長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。

3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知、本調査への協力を求める。

4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や文部科学省や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 本調査を実施することを決定したときは、調査事案に係る配分機関及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(本調査委員会の設置)

- 第 18 条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、本調査委員会を設置する。
- 2 本調査委員会委員は、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者でなければならない。
 - 3 本調査委員会の委員の構成は予備調査委員会が指名する委員及び本学に属さない外部の有識者で構成する。委員の半数以上は外部の有識者で構成しなければならない。
 - 4 学長は、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - 5 第 4 項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、書面により、学長に対して本調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 6 学長は、第 5 項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
 - 7 本調査委員会は、本調査にあたり調査事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するための措置をとるものとする。また調査対象における公表前データ、論文等の研究又は技術上秘匿すべき情報が、調査遂行上必要な範囲以外に漏洩することがないように配慮しなければならない。
 - 8 その他、本調査委員会に関する事項は、本調査委員会で定める。

(本調査の実施)

- 第 19 条 本調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則 30 日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 本調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 本調査委員会は告発者等及び被告発者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正行為等の有無及びその程度について調査する。
 - 4 本調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
 - 5 本調査委員会は被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、本調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、本調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
 - 7 本調査委員会は、必要あるときは次の事項を行うことができる。
 - (1) 告発者等及び関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他、不正行為等の認定に特に必要と認められる事項

(本調査の中間報告)

第 20 条 本調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を学長に報告し、当該資金配分機関及び文部科学省に提出するものとする。

(他大学等の要請による証拠保全)

第 21 条 他大学等が、告発による事案に係る研究活動を調査する際に、本学の教員が当該事案に関与している可能性に基づき本学に対して要請があった場合は、告発等をされた事案に係る研究活動に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとらなければならない。

(調査対象者の弁明機会)

第 22 条 本調査委員会は、不正行為等の認定にあたっては、調査対象者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会の本調査において、調査対象者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。

(本調査結果に基づく決定)

第 23 条 本調査委員会は、本調査結果に基づき、不正行為等の認定及び学校法人甲子園学院職員の懲戒処分の基準に関する規程に規定する懲戒事由該当の有無について決定し、学長に報告するものとする。

2 本調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に本調査の内容をまとめ、研究不正行為が行われたか否か、研究不正行為と認定された場合は、その内容、研究不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各執筆者の役割を認定し、学長に報告する。

3 本調査委員会委員長は、第 2 項の決定について調査結果を告発者等及び被告発者と被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に属している場合は、その所属機関にも通知する。

4 本調査委員会委員長から連絡を受けて、学長は第 3 項の通知に加えて、調査結果を当事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(他の機関等による調査)

第 24 条 本調査委員会は、本学以外の機関、組織等における信頼すべき調査により、明らかに不正行為等の存在が認められる場合は、当該調査を本調査と看做することができる。

(不服申し立て)

- 第25条 告発者等は、第17条第4項における本調査不開始の決定について、本調査委員会委員長に対して不服申し立てをすることができる。
- 2 告発者等及び被告発者は、第23条第3項の決定について、学長に対して不服申し立てをすることができる。
 - 3 第1項及び第2項に対する不服申し立ては、不服申立書によって行わなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の不服申し立ては、第14条第4項又は第23条第3項の通知を受け取ってから、10日以内に行わなければならない。
 - 5 その他、不服申し立てに必要な事項は、委員会で定める。

(不服申し立て手続)

- 第26条 研究不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して30日以内に不服申し立てをすることができる。
- 2 不服申し立ては、理由を明記した書面によって行われなければならない。但し、30日以内であっても同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(不服申し立ての審査)

- 第27条 不服申し立てがなされた場合、本調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定し、学長に報告する。この場合、学長は被告発者から不服申し立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申し立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- 2 不服申し立てを却下すべきものと決定した場合、本調査委員会は学長に報告する。学長は不服申し立て者にその旨を通知し、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。
 - 3 本調査委員会が再調査を行うことを決定し、不服申し立ての審査のために新たな専門性の判断が必要となる場合、学長は調査委員の交代もしくは追加、又は本調査委員会に代えて他の者に審査させる再調査委員会を設置することができる。ただし、再調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。
 - 4 第3項に定める再調査委員は、第18条第2項及び第3項に準じて指名する。
 - 5 再調査を行うことを決定した場合、再調査委員会は被告発者に対して調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めるものとする。被告発者から協力を得られない場合、再調査委員会は、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。
 - 6 再調査委員会は、原則として50日以内に再調査を行い、先の調査結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。学長は、その結果を告発者等及び被告発者に通知する。また、再調査結果

は事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

(悪意に基づく告発の認定)

第 28 条 本調査の結果、告発は悪意に基づくものであると判断される場合は、告発者等に弁明の機会が与えられなければならない。

2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定した場合には、告発者等に通知するとともに被告発者及び告発者の所属機関にも通知する。

3 告発が悪意に基づくものと認定された告発者等は、不服申し立てをすることができる。この不服申し立てについては、第 26 条及び第 27 条第 1 項の規定を準用する。

(本学の措置)

第 29 条 学長は、第 25 条第 2 項に規定する不服申し立てがなされなかったとき、若しくは第 27 条第 2 項に規定する再審査開始が決定されなかったとき、又は第 27 条第 3 項に規定する再調査による決定がなされたときは、委員会の決定に基づき必要な措置を講じるものとし、事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第 30 条 学長は、不正行為等の存在が認定された場合は、本学の措置と調査結果を告発者等及び被告発者に通知するとともに公表するものとする。但し、本調査委員会へ付議されている事案については、理事長と学長が協議の上、行うものとする。

2 調査結果の公表は、原則として次の各号の項目を含むものとする。

(1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属

(2) 研究活動上の不正行為の概要

(3) 本学が公表までに行った措置の概要

(4) 調査委員会委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法及び手順の概要

3 第 2 項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4 研究不正行為がなかったと認定された場合であっても、調査事案が外部に漏洩した場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合にも、その旨を公表するものとする。

5 悪意に基づく告発等の認定があった場合及び調査事案が外部に漏洩した場合、また故意によらない誤りがあった場合、調査結果を公表するものとする。

6 学長は、告発の受付から原則として 210 日以内に、調査結果、不正発生原因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出するものとする。

(被認定者に対する措置)

第 31 条 研究不正行為が行われたとの認定があった場合、学長は不正行為と認定された論文等の取り下げを執筆者に対して勧告するものとする。また、論文等の内容について責任を負う者に対し、学内規程に基づき適切な処置をとるものとする。

2 研究不正行為を行ったと認定された者に対する懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等は、学校法人甲子園学院の関係規定による。

(悪意に基づく告発者等に対する措置)

第 32 条 告発が悪意に基づくものと認定された場合、その調査結果を公表するものとする。また、当該告発者等が学校法人甲子園学院に所属する場合は、その者に対する懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等は、学校法人甲子園学院の関係規定による。

(名誉回復)

第 33 条 第 29 条に定める本学の措置が実施された後、この措置が不適切であると認められる旨が裁判等で確定したときは、この措置は撤回されるものとする。

2 学長は、前項の措置の撤回に伴い、調査対象者に対して名誉回復に必要な措置をとらなければならない。

(調査への協力)

第 34 条 不正行為等の調査事案に関係する者は、この規程に基づく予備調査、本調査及び再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第 35 条 本学の関係者は、告発及び調査に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(不正目的の申立て等)

第 36 条 委員会委員長は、不正行為等の告発に関し、不正な目的をもって虚偽の告発を為した(以下、「不正目的の告発」という。)者について、委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 委員会委員長は、予備調査、本調査及び再調査において、不正行為等の存在が認定されなかったことをもって、直ちに不正目的の告発と看做してはならない。

(秘密保持)

第 37 条 この規程に定める告発、情報提供、調査等に関わった者は、関係者の名誉及びプライバ

シー、その他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第 38 条 この規程に関する事務は、庶務課が行う。但し、必要あるときは、関係部課の協力を得ることができる。

(改 廃)

第 39 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 6 日から施行する。